



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 18 日 (金)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (41) (会計指導課) 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府調達に関する協定を改正する議定書が効力を発生することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格がないと認めた場合には、その結果と併せ、その理由を通知するものとする。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の公示事項に、当該資格の審査を受けるための申請書等の入手方法を加える。
- (3) 一連の調達契約において、最初の契約以外の契約に係る入札公告を入札期日の24日前までに行うことができるのは、最初の契約に係る入札公告でその旨を規定した場合に限るものとする。
- (4) 入札公告及び入札説明書に記載する事項に、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受ける手続及び電子入札の場合はその利用方法を加える。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規則において「物品等」、「特定役務」又は「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第 2 条第 2 号、第 3 号又は第 5 号に規定する物品等、特定役務又は一連の調達契約をいう。</p> <p><u>(競争入札参加資格の審査等)</u></p> <p>第 4 条 知事は、<u>特定調達契約に係る</u>一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めた場合において、<u>特例政令第 4 条の公示に定めるところにより一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の審査の申請があったときは、当該申請を行った者が一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有するかどうかについて審査し、その結果及び資格がないと認めた場合にはその理由をその者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による審査をしたときは、<u>一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有すると認めた者の名簿を作成しなければならない。</u></p> <p>(競争入札参加者の資格に関する公示)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の公示は、次に掲げる事項についてするものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規則において「物品等」、「特定役務」又は「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第 2 条第 2 号、第 3 号又は第 6 号に規定する物品等、特定役務又は一連の調達契約をいう。</p> <p><u>(競争入札参加者の資格審査等)</u></p> <p>第 4 条 知事は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第 16号。以下「施行令」という。）第167条の 5 第 1 項に規定する</u>一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）又は<u>施行令第167条の11第 2 項に規定する</u>指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めた場合において、<u>特定調達契約の締結が見込まれるときは、知事の定めるところにより、随時に、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定により、<u>競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成しなければならない。</u></p> <p>(競争入札参加者の資格に関する公示)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の公示は、次に掲げる事項についてするものとする。</p>

(1) 略

(2) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の審査を受けるために提出する文書等の入手方法及び申請手続

(3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の有効期間

(指名競争入札参加資格の特例)

第6条 知事は、指名競争入札参加資格が一般競争入札参加資格と同一である等のため、指名競争入札参加資格を有する者の名簿の作成を要しないと認めるときは、一般競争入札参加資格を有する者の名簿の作成をもってこれに代えるものとする。

(競争入札の公告等の時期)

第7条 特例政令第6条の公告又は特例政令第7条第1項の公示(以下「公告等」という。)は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日前までに短縮することができる。

2 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る公告等において、最初の契約以外の契約に係る公告等の予定時期を競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までとした場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該予定時期までに最初の契約以外の契約に係る公告等を行うことができる。

3 第1項及び前項の規定は、特定調達契約に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の12第2項の通知について準用する。この場合において、第1項中「県公報により行わなければならない」とあるのは、「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

4 略

(指名競争入札参加者の指名基準)

第8条 知事は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、指名競争入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する際の基準を定めなければならない。

2 知事は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、指名競争

(1) 略

(2) 前条第1項に規定する申請の方法

(3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(資格審査等の特例)

第6条 第4条の場合において、指名競争入札参加資格が一般競争入札参加資格と同一である等のため、指名競争入札参加資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、一般競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

(一般競争入札の公告)

第7条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)までに県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日前までに短縮することができる。

2 略

(指名競争入札の公示等)

第8条 前条第1項の規定は、特例政令第7条の公示について準用する。

2 知事は、特定調達契約について指名競争入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する

入札参加資格を有すると認めた者のうちから、前項の基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

(競争入札の公告等をする事項)

第9条 公告等は、特例政令第6条又は第7条に規定する事項のほか、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- (2) 契約の手續において使用する言語
- (3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の審査を受けるために提出する文書等の入手方法及び申請手續
- (4) 特例政令第7条の公示にあっては、前条第1項の基準
- (5) 競争入札に電子情報処理組織を利用する場合にあっては、その利用方法

2 公告等は、次に掲げる事項について、英語により記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(名簿にない者の競争入札への参加)

第10条 第4条第2項の名簿に登載されていない者は、特定調達契約に係る競争入札に参加しようとするときは、公告等に定めるところにより同条第1項の申請を行うことができる。

2 知事は、前項の場合において、第4条第1項の申請を行った者が参加しようとする競争入札に係る開札又は施行令第167条の12第2項の通知の日時までに第4条第1項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認めるときは、あらかじめ

者を指名する場合の基準を定めなければならない。

3 第1項の場合においては、前項の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示しなければならない。

4 前条第1項の規定は、特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「県公報により行わなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。」と読み替えるものとする。

(競争入札の公告等)

第9条 知事は、第7条第1項の公告又は前条第1項の公示(以下「公告等」という。)をするときは、当該公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項について、英語により記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(競争入札に係る資格審査の申請等)

第10条 知事は、特定調達契約につき、公告等をした後、当該公告等に係る競争入札に参加しようとする者から第4条第1項の申請があったときは、速やかに、その者が一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、開札の日時まで審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

<p>め、その旨を<u>その者</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 知事は、<u>第1項の場合において、第4条第1項の申請を行った者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出されたときは、その者が開札の時に</u>において一般競争入札参加資格を有すると認められることを条件として当該入札書を受理する。</p> <p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第12条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第9条第1項に規定する事項</u> (特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>3 <u>知事は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の審査の結果指名競争入札参加資格を有すると認められた者のうちから、第8条第2項の基準に基づき、当該入札において指名されるために必要な同条第3項の要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、入札について必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>4 知事は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請を行った者から入札書が<u>第1項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に</u>において、<u>一般競争入札の場合にあっては一般競争入札参加資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として</u>当該入札書を受理する。</p> <p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第12条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>特例政令第6条又は第7条の規定により公告等を</u>するものとされている事項 (特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</u></p> <p>(5) <u>契約の手続において使用する言語</u></p> <p>(6) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。